

安全帯から新規格「墜落制止用器具」へ

労働安全衛生法施行令の改正について

POINT1 名称が「安全帯」から「墜落制止用器具」に変更

安全帯		墜落制止用器具
① 胴ベルト型（一本吊り）	→	胴ベルト型（一本吊り）
② 胴ベルト型（U字吊り）	×	×
③ フルハーネス型（一本吊り）	→	フルハーネス型（一本吊り）

※規格改正後は、①と③のみが「墜落制止用器具」として認められる。
※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字吊り用胴ベルトは含まれません。

POINT2 新規格ではフルハーネス型の使用が原則

要点1 6.75m(建設業は5.0m)を超える場所での作業は、フルハーネス型に限定
2m以上の作業床がない箇所または作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則です。
ただし、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが**6.75m以下**）は、胴ベルト（一本吊り）が使用可能です。

要点2 使用可能な最大荷重に耐える器具を選定
墜落制止用器具は、着用者の体重およびその装備品の重量合計に耐える器具でなければなりません。

要点3 ショックアブソーバーは、フック位置によって適切な種別を選定
ショックアブソーバーを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバーの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種ショックアブソーバー、足元に掛ける場合は第二種ショックアブソーバーを選定します。
【第一種】ショックアブソーバー 自由落下距離**1.8m**で墜落を制止した時の衝撃荷重が**4.0kN**以下
【第二種】ショックアブソーバー 自由落下距離**4.0m**で墜落を制止した時の衝撃荷重が**6.0kN**以下

POINT3 規格改正のスケジュール

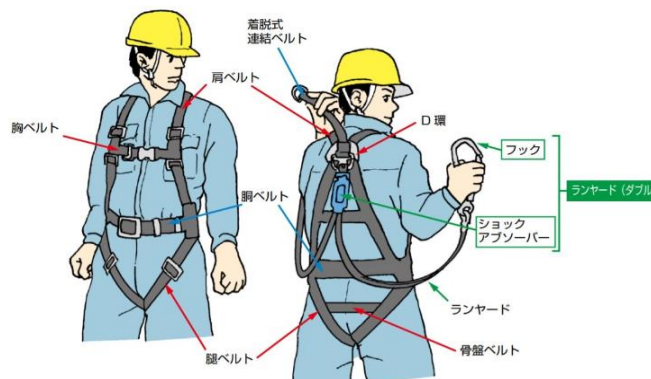
2022年1月2日 新規格完全施行日

旧規格の安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）の使用は2022年1月1日まで

POINT4 特別教育を受講していること

（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

事業者は「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」に労働者を就かせる場合には、学科及び実技による特別教育を規定時間受講させなければいけません。



当協会では「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」を開催しています。

教育の詳細につきましては、開催案内をご確認ください。